

改正女性活躍推進法の主なポイント

ポイント 1

一般事業主行動計画の策定・届出義務（※）及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上から **101 人以上の事業主**に拡大されます。【施行日：令和 4 年 4 月 1 日】

（※）一般事業主行動計画の策定等については、次の取組が必要となります。

自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析→状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表→行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出→取組の実施、効果の測定

ポイント 2

常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主は、女性の活躍に関する情報公表についても、以下の①と②の区分から、それぞれ 1 項目以上選択して 2 項目以上情報公表する必要があります。【施行日：令和 2 年 6 月 1 日】

① 女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) 男女別の採用における競争倍率(区) 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 管理職に占める女性労働者の割合 役員に占める女性の割合 男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) 男女別の再雇用又は中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> 男女の平均継続勤務年数の差異 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 男女別の育児休業取得率(区) 労働者の一月当たりの平均残業時間 労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) 有給休暇取得率 有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

認定制度のご紹介

えるぼし

(1段階目)



えるぼし

(2段階目)



えるぼし

(3段階目)



プラチナえるぼし



女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業を女性活躍推進法に基づき厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」として認定しています。

女性活躍推進法に関するお問い合わせは、

沖縄労働局 雇用環境・均等室 へ

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

TEL (098)868-4380 FAX (098)869-7914